

## (仮称) 滋賀県持続性の高い農業生産活動の促進に関する条例 (骨子原案) について

### 1 趣旨

米政策改革に伴う産地間競争の激化、高齢化に伴う農業就業人口の減少、頻発する異常気象等、本県農業を取り巻く環境はこれまでになく変化しており、さらに農業系廃プラスチックの処理や農業濁水等の環境問題が顕在化する状況にある。

このため、こうした情勢変化や課題に対応し、多様な農業者が意欲と誇りを持って農業に取り組む環境づくりや持続性の高い農業生産活動を促進することにより、本県農業の健全な発展に資することを目的とする。

### 2 検討の経過

令和元年(2019年)

- 7月 9日 第1回農政水産部内検討会議(条例策定の背景等について)
- 18日 第2回農政水産部内検討会議(条例の方向性等について)
- 10月 4日 環境・農水常任委員会(新たな条例の方向性等について説明)
- 18日 JA営農・農政担当部課長会議  
(条例の方向性等について説明・意見聴取)
- 11月11日 第1回滋賀県農業・水産業基本計画審議会  
(条例の方向性等について説明・意見聴取)
- 13日 第3回農政水産部内検討会議(条例骨子原案について)
- 12月13日 環境・農水常任委員会(条例骨子原案について説明)
- 24日 JA営農・農政担当常勤役員会議  
(条例骨子原案について説明・意見聴取)

令和2年(2020年)

- 1月21日 第4回農政水産部内検討会議(条例素案について)

### 3 今後の予定

令和2年(2020年)

- 3月10日 環境・農水常任委員会(条例素案について説明)
- 4月 第3回滋賀県農業・水産業基本計画審議会  
(条例素案について説明・意見聴取)

# (仮称) 滋賀県持続性の高い農業生産活動の促進に関する条例 (骨子原案)

## 1. 目的

- ・持続性の高い農業生産活動の促進に関する基本理念、県の責務等を規定
- ・県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続性の高い農業生産活動を促進



本県農業の健全な発展に資する

## 2. 基本理念

- (1) 多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業に取り組み、生産力を最大限に引き出すための施策により支えられること
- (2) 気候変動に適応すること
- (3) 琵琶湖とその周辺環境の保全に配慮すること
- (4) 県、農業者等、農業関係団体および県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携および協働すること

## 3. 県の責務と関係者の役割

- (1) 県の責務
  - ・持続性の高い農業生産活動の促進に関する施策を総合的に実施すること
  - ・国および市町と連携を図るとともに、農業者等および農業関係団体と協働すること
- (2) 農業者等および農業関係団体の役割
  - ・持続性の高い農業生産に主体的に取り組むこと
  - ・県が実施する持続性の高い農業生産活動の促進に関する施策に積極的に協力すること
- (3) 県民の理解と協力
  - ・持続性の高い農業生産に関する理解を深めること
  - ・持続性の高い農業により生産される農産物の積極的な利用に取り組むこと

## 4. 具体的な施策等

- (1) 需要に応じた農産物の生産【基本理念(1)】
  - ・立地条件、土壌条件等の地域の特性を生かした農業の促進
  - ・需要に応じた農産物の生産、品質確保のための技術の開発と普及
- (2) 多様な農業者等の確保【基本理念(1)】
  - ・認定農業者、認定就農者その他の担い手をはじめ、意欲と誇りを持って農業に取り組む多様な農業者等の確保
- (3) 革新的技術等の体系化と普及【基本理念(1)・(2)】
  - ・ICT技術を活用したスマート農業等の革新的技術等の体系化と普及
- (4) 主要農作物等の種子生産と安定供給【基本理念(1)】
  - ・主要農作物等の優良種子の安定的な生産と供給
- (5) 近江の伝統野菜等の遺伝資源の保護【基本理念(1)】
  - ・伝統野菜等の指定と採種技術の助言等
- (6) 気候変動に適応する安定栽培技術の開発とその普及【基本理念(2)】
  - ・気候変動に適応するための農作物の栽培、土づくりおよび施設の耐候性に関する技術の開発と普及
- (7) 滋賀の気候風土に合った品種の育成・選定と普及【基本理念(1)・(2)】
  - ・地域の気候風土に合った主要農作物等の品種の育成・選定と普及
- (8) 育成品種等の知的財産権の保護【基本理念(1)】
  - ・育成品種、開発技術に係る知的財産権の適切な保護
- (9) 環境保全対策の推進【基本理念(3)】
  - ・琵琶湖およびその周辺環境の保全に資するため、農業濁水の流出防止および農業系廃プラスチックの排出の抑制
  - ・農業者等による主体的な取組と農業関係団体による支援
- (10) 推進体制の整備【その他】
  - ・施策を推進するための効率的な推進体制の整備
- (11) 人材の育成【その他】
  - ・施策を推進するために必要な普及指導、試験研究等を行う人材の育成
- (12) 財政上の措置【その他】
  - ・施策を推進するために必要な財政上の措置